

IATA航空危険物規則書 第55版(2014年) 主要な改定点

航空危険物安全輸送協会

本資料は、主要な改定点のとりまとめであり、全ての改定点を網羅してはいない。詳細は規則書参照のこと。
尚、昨年中に、Addendumにて修正または改定されたものには、改定マークが付されていないので留意のこと。

注:

下記項目に“★”を付したものは、IATA危険物規則書の「SIGNIFICANT CHANGES AND AMENDMENTS TO THE 55th Edition (2014)」(DGR英語版 xxiii ページ、DGR日本語版 xiii ページ)には反映されていないが、その他の改定点の中で重要と思われるものを当協会で見出し追加したものである。

第1章 – 適用

1.4.2.2(f)	新規	運航者への手荷物関係のマニュアルに含むべきものに以下(f)を追加した。 許可されて運ばれる手荷物の機長への通知。(旅客担当者と搭載担当者間の伝達、搭載担当者の書類処理含む) 尚、NOTOCへの記載項目(9.5.1.1.3)規定は、手荷物には適用しない旨の注記をいれた。
1.5	改定	教育訓練規定 ・表1.5.A業種名が、“Key”番号 → “Category”番号 に改定された。【JACIS注:以前の表現に戻した】 ・Category 10に、Flight operations officers/dispatchersが追加された。(9.5.1.1参照)

第2章 – 制限

★ 2.3.0.4	新規	手荷物危険物 機長への通知 (1.4.2.2 (f) の内容である)
★ 2.3.2.4(d)	改定	リチウム電池装備の車いす。電池が2個装備の場合、それぞれ160Wh以下のこととした。(項目5に追加)
2.3.3.3 (旧2.3.4.7)	改定	携帯医療用電子機器。(新規マークがあるがセクション番号の変更である) ・受託手荷物としてが不可となった。 注が追記された: 携帯用電子機器(2.3.5.9)の要件を満たしていれば受託手荷物は可能である。
★ 2.3.5.9	改定	携帯用電子機器。“including medical devices”が挿入されただけ。
★ 2.6.1	改定	微量危険物。適用する危険物の説明に、“物品以外の”の文章が追記された。
★ 2.8	改定	政府例外規定。(JPG改定あり。JPG-02 改定、JPG-17 編集改定、JPG-20,21 削除) 【JACIS注:JPG-11は、昨年8月告示改正され公布されたが、規則書印刷後であった。改正内容は、“放射性物質(除く適用除外放射性輸送物)”は、分類1(除く1.4S)と同一貨物室に搭載してはならないと、従来より大幅に緩和された。】 運航者例外規定。新規、改定多数あり。要約(2.8.3.5)の中の、少量危険物を受託しない航空会社一覧の表中に“*”が付された。これはID8000は受託する、という意味である。

第3章 – 分類

★ 3.0.2.9	改定	第9分類の名称改定。“環境有害物質を含むその他の有害物質および物品”と長文となった。
3.3.3.1.1 (d)	改定	引火性液体(粘性物質)。粘性物質の包装等級 III の要件に基づき、III としたものの(包装物当りの正味量が制限されている)は、その旨危険物申告書に記入することとなった。【JACIS注: 具体的記述例なし】
★ 3.6.2.2.3.7	改定	汚染された可能性のある装置等の消毒等のための輸送の適用除外規定。“貨物として”を挿入した。
★ 3.9.2.4	改定	環境有害物質。UNモデル規則の定義の検索のIATA URLの修正。
★ 3.9.2.7	新規	第9分類の品目事例。“Capacitors”を追加。(編集上の新規)

第4章 – 識別

4.2 危険物リスト		
UN3496	新規	航空では、非危険物扱いであるが、海上輸送では危険物となっている品名の追加。(☞マーク) UN3496 Batteries, nickel-metal hydride (ニッケル水素電池) (A806新規: 海上輸送にのみ適用、航空輸送はA123参照)
輸送禁止品目追加	新規	海上輸送では可能であるが、航空輸送禁止の品目を多数追加。(全て☞マーク) 例: UN1327 区分4.1 乾燥草(干し草、わら)、UN1372 区分4.2 動植物繊維、 UN3497 区分4.2 オキアミ、その他
4.4 特別規定		
A4	改定	蒸気吸入毒性PG I の液体は輸送禁止。霧状でのPGIの場合は、正味量5L以下は貨物機で輸送可能としているが、その旨を危険物申告書に記載することとした。(8.1.6.9.4 (a) 参照) (☞マーク) 同梱時のQ計算は、この最大値が使用されること。

A5	改定	吸入毒性PG I の固体は旅客機輸送禁止であるが、正味量15kg以下は貨物機で輸送可能としているが、その旨を危険物申告書に記載することとした。(8.1.6.9.4 (a) 参照) (☞マーク) 同梱時のQ計算は、この最大値が使用されること。
★ A51	改定	航空機用バッテリーを、旅客機の制限量を超えて輸送を認める特別規定。 リチウムイオン電池は、対象外とする。(UN3480からA51を削除した。昨年、Addendum発行済み)
★ A131	編集	UN1040(航空輸送禁止)に付された微量危険物扱いを可能とする特別規定。文章をより明確化した。
★ A190	改定	UN1008(三フッ化ホウ素。航空輸送禁止)に付された特別規定(貨物機で輸送できる要件) 申告書に、特別規定番号を記載しなければならない。(8.1.6.9.4 (a)参照) (昨年、Addendum発行済み)
A806	新規	UN3496 Batteries, nickel-metal hydride (ニッケル水素電池)に付された特別規定。(海上では危険物扱い)

第5章 包装

★ 5.0.2.11	編集	同梱。注4追加。危険物リストのJ,L欄に、包装基準番号が表記されている場合は最大正味量は包装基準を参照。
★5.0.2.13.5	編集	空容器。注の(2)を削除(放射性物質の空容器の規定の参照の文章を削除) (改定マークなし)
★ 表5.0.C	改定	UN容器表。BOXES OF NATURAL WOOD OR WOODEN BOXESから、WOODEN BOXESが削除された。 6.2.9(容器の規格)も同様。(申告書の容器名称の書き方は変更なし。) (改定マークなし)
リチウム電池包装基準関係		
全包装基準	編集	包装基準965～970の全て、3.9.2.6や特別規定との重複説明を排除し、再編集した。 (2014年1月1日以前に製造され、UN試験基準マニュアルPart III、subsection 38.3の第5版に従って試験された設計 型式に適合するものは引き続き輸送できる。 (最新のUN試験基準マニュアルは、第5版 and Amendment 1である。)
PI965 PI968	改定	Section IA : 記述簡素化。3.9.2.6参照とした。 Section IB : 記述簡素化。(改定マークなし) ・ 申告書の作成が義務付けられた。(☞マーク) 申告書作成事例が、図8.1.Pが新規に追加された。(Authorization欄に"IB"と記載する) 尚経過措置として、2014年3月31日までは、申告書の代わりに必要情報は、AWBまたは代替書類に記載してもよい。 ・追加要件: 4項目(リチウム電池であること、取扱い注意等)は、代替書類に記載と規定されている。 Section II : 追加要件: 内装容器は、strong outer packagingから、strong rigid outer packagingに収容 という容器表現に改定された。(参考: Section IB の外装容器は、rigidは付されていない)

第6章 容器の規格および性能試験

★ 6.2.9	改定	容器名称の改定。 BOXES OF NATURAL WOOD OR WOODEN BOXESから、WOODEN BOXESが削除された。
---------	----	---

第7章 マーキングおよびラベリング

項目番号の変更。(7.1.3.3に編集上の注記)オーバーパックのマーキング規則が7.1の最後に移動。(7.1.7) (全体の番号が変更となった)		
★ 7.1.4 (c)	追記	容器使用マーキング。正味量表記部分。(☞マークが付記された。) PI965,968のSection IBの場合は、総重量が表記される、という注記を追加。
★ 7.1.4 (f)	編集	容器使用マーキング。深冷液化ガス。DO NOT DROP-HANDLE WITH CAREのマークと、緊急事態発生時等での、従うべき指示書の添付の文章が抜けていたのを復帰させた。(昨年、Addendum 発行済)
★ 7.1.4.3	改定	回収容器。輸送品目名とUN番号を表記することとなった。(a)として)
★ 7.1.4.4	編集	文字のサイズ。文字サイズの規定の経過措置が終了した。2014年1月1日から発効となる。
7.1.5.5	改定	他の規則によるマーキング。他の輸送モード(海上等)の少量危険物ラベル(図7.1.D右図)の貼付は、包装物のすべてのマーキング、ラベリングが航空規則に合致していれば受託できる。(図7.2.A参照)
★7.1.7.1	改定	オーバーパックのマーキング。ドライアイスの合計正味量は、表記することとなった。
7.2.4.7.1	編集	リチウム電池の取扱いラベル。縮小の場合の縦横のサイズを明確化(横105mm x 縦74mm)
★図7.2.A	改定	他輸送モード(海上等)の少量危険物ラベルの貼付を追加した。(7.1.5.5.関連)
★ 7.3.7	改定	区分2.3のラベル。テキストに、"Toxic Gas"または"Poinson Gas"の文言が認められる、という注が削除された。(改定マークなし)
★ 7.3.12	改定	区分5.1のラベル。注が追記された。
★ 7.3.14	改定	区分6.1のラベル。上述7.3.7と同じ。(改定マークなし)
★ 7.4.7	改定	適用除外放射性物質ラベル。縦横のサイズを記載した。注2を追加(A130適用の場合は、本ラベルの貼付は不要の旨追加)【解説:A130とは、適用除外放射性輸送物が他の危険性を有する場合は、他の危険性が主危険性となる。】
★ 7.4.8	編集	リチウム電池取扱いラベル。サイズの縦、横を明確化した。

第8章 — 書類の作成

8.0.1.2	改定	危険物申告書が不要の危険物のまとめ。リチウム電池のSection IBを削除した。
8.1.6.9.2 Quantity and type of packing 欄		
8.1.6.9.2	改定	容器の名称は、世界で共通に使用されている代替的綴りは受託できることとした。 例: "Fibreboard box"または"Fiberboard box" 但し、表5.0.Cに記載の名称が望ましいとしている。
★ 同 (a)	追記	リチウム電池のPI965またはPI968のSection IBでの場合、総重量を"G"を付して記載する記述を追記した。
★ ステップ7	編集	オーバーパックの記載。編集上のみの改定である。
★ 8.1.6.9.3	改定	包装基準番号記載欄。リチウム電池のPI965またはPI968のSection IBでの輸送の場合、包装基準番号の後ろに、"IB" と記載することとなった。【JACIS注: 図8.1.Pの申告書記入事例とは、異なるが…】
図8.1.P (例12)	新規	申告書作成事例の新規追加。リチウム電池のPI965またはPI968のSection IBでの輸送の場合の申告書記入事例を追加した。("IB"を承認欄に記載) (改定マークなし)
★ 8.1.6.9.4 ステップ(9)(a)	改定	承認欄の記載事項。記載すべき特別規定番号が追加された。下線部分が追加を示す。 A1, A2, <u>A4</u> , <u>A5</u> , A51, A81, A88, A99, A130, <u>A190</u> , <u>A191</u> (A190, A191はAddendumにて追加済)

第9章 — 取り扱い

全般	編集	放射性物質関連の取り扱い規則は、第10章に移動した。よって、項番号が9.3.10から大幅にずれた。移動した項目(旧番号): 9.2.1 放射性物質の保管、9.3.10 放射性物質の搭載、9.4.3 放射性物質検査【JACIS注: 完全に分離できないので、放射性物質でも一部は第9章にあるので留意のこと。第9章にある項目は、第10章 10.9.1にまとめられている。】
★ 9.1.3	編集	受託チェックリスト規則。注1を2つに分け、受託チェック方式をそれぞれ明確化した。5項目となった。 項目1. ULD収納が認められている、消費者用物品、ドライアイス、磁性物質(すなわち9.1.4の(b),(c),(d))が収納されたULDの受託チェックは、9.1.3の受託チェック項目の中、(c), (e), (g) のチェックは要求されない。 項目2. オーバーパックまたは、9.1.4で許可されているフレートコンテナ(放射性物質用)については、チェックリストは、オーバーパック上またはフレートコンテナ上のマーキング、ラベリングのチェックを行い、それらの収納されている個々の包装物チェックは不要である。 以降は、項目番号が繰り下がった。
9.5.1.1.1(b)	編集	機長への通知(NOTOC)。“2014年1月1日から”の文章を削除した。同時に注3を削除した。 【(a)は、改定がないので、△マークは、(b)に付されるべきもの】
★ 表9.5.A	改定	機長への報告対象外危険物の一覧表。2件追加された。 UN3164 Article pressurized,hydraulic PI 208の(a) 該当の場合 UN3164 Article pressurized,pneumatic PI 208の(a) 該当の場合

第10章 — 放射性物質

★10.0.1.2.2	新規	新項目の導入。10.0.1.2.1の"目的"(Objective)である、安全確保と放射線からの人的および環境保護という目的を達成するための3要素を、新規項目としてを導入した。 (a)放射能制限等に応じた段階的アプローチ (b) 収納容器の安全性確保 (c) 行政管理(含む当局承認)
10.3.11.1.5	新規	空容器の規定。注を追加。Type Bの空容器について、表面が5µ Sv/hを超える場合の取扱いを明記した。(適用除外放射性輸送物が不可)
★10.7.1.3.5	編集	Type B 輸送物へのマーキング。注を追加した。内容は、Type Bの空容器が、IP型(産業型輸送物)の場合、当該容器の適切な規格マーキングを表示すること。
★10.7.8	編集	適用除外放射性輸送物の取扱いラベルのサイズ。縦、横を明確化した。
★10.8.3.9.2 ステップ6	新規	Quantity and type packing 欄 (b) 核種名の記載について、下記内容の注を追加した。 Type Bの空容器の場合、核種名は、遮蔽材の物質名と、物理的および化学的形態を記載すること。尚、容器の認定時の核種名と異なっても良い。
★10.9.1	編集	第9章に掲載されている放射性物質関係の規則の一欄としたものである。 受託(9.1)、搭載(9.3)、情報提供 (9.5)、報告(9.6)、書類の保存 (9.8)

付 録

付録 H	新規	ICAO TI (技術指針)の2015-2016年版の改定予定の事前情報。 最終確定ではないので、取り扱いには留意のこと。
巻末	改定	受託チェックリスト。リチウム電池のPI965またはPI968のSection IB専用の貨物受託チェックリストは、危険物申告書の作成が義務付けられたので、削除された。